

## 市立函館病院メディカルシミュレーションセンター利用規程（抜粋）

### （趣 旨）

第1条 本規程は市立函館病院メディカルシミュレーションセンター（以下シミュレーションセンター）の利用及び管理に関し必要な事項を定める。

### （目 的）

第2条 シミュレーションセンターは、市立函館病院の研修医をはじめとする医療従事者ならびに学生、さらには地域医療機関等の医療従事者のための臨床技術習得、向上の場として、技術的指導、教育および教材の管理をおこなうことを目的に設置するものである。

### （利用者範囲）

第3条 シミュレーションセンターを使用できる者は、次のとおりとする。

- 1) 市立函館病院に在籍する医療従事者（臨時、嘱託職員を含む）
- 2) 市立函館病院にて臨床研修中の学生（医学生、看護学生）
- 3) 市立函館病院が主催または共催する研修会、セミナーおよびトレーニング等の参加者
- 4) 地域医療機関等の医療従事者
- 5) その他センター長が必要と認める者

### （遵守事項）

第9条 利用に際してはシミュレーションセンター長の指示に従うこととし、以下の事項を遵守しなければならない。

- 1) 許可された目的以外の用途での使用及び転貸をしないこと。
- 2) 常に良識ある行動をとり、秩序・風紀の維持および設備の保全に努めること。
- 3) 機器や備品等の設備は丁寧に取扱うこと。
- 4) 申請した機器・備品以外には触れないこと。
- 5) 消耗品は、原則利用者が各自で持参すること。
- 6) 機器を改造、破壊または汚損をしないこと。
- 7) 利用後は、機器や備品、室内の整理および清掃を行ない、原状に復帰すること。
- 8) 使用済みの消耗品等は、所定の容器に分別廃棄すること。
- 9) センター内での飲食および喫煙をしないこと。
- 10) 火気の使用はしないこと。
- 11) 空調の管理、消灯および施錠は責任をもって行うこと。
- 12) 金銭等の貴重品は、各自が責任をもって管理すること。
- 13) 申請した利用時間を厳守すること。
- 14) 申請した利用者以外は入館しないこと。また、機器や備品等にも触れないこと。
- 15) 機器や備品等をシミュレーションセンター以外へ持ち出さないこと。

### （使用許可の取り消し）

第10条 利用者が以下のいずれかに該当することを認めた場合には、使用許可を取り消すものとする。

- 1) 申請書に虚偽の記載があった場合。
- 2) 前条に定める遵守事項に違反した場合。
- 3) シミュレーションセンターの運営に支障があると認められる場合。